

第3回 安来市農業委員会議事録

平成29年9月21日 午後2時30分 第3回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 9月21日 1日
日程第 3	議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第6号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7	報第6号 農地法第18条の規程による通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第3回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第3回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 安松委員、8番 藤原委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議第4号の議事につきましては、渡辺会長代理が議長を務めますのでよろしくお願ひします。

議長：渡辺 和則君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番、2番は譲受人が同じですのであわせて説明いたします。1番、2番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は、1番が約1km、2番は約500m、農機具は、トラクター7台、田植機5台、コンバイン7台、管理機1台、GPS2台を所有しています。労働力はオペレーターほかとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、要望により非公開です。以上です。

議長：渡辺 和則君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。1番案件の場所について説明します。現地は折坂町入口のコンビニエンスストアの交差点の信号から、県道布部安来線を吉田方面に約700m地点を右折し、約400m地点の交差点を柿谷町方面に左折、約100m行った右手のほ場です。また、125番地はさらに柿谷町方面に約400m進んだ左下のほ場です。次に2番案件の場所について説明します。同じく折坂町入口のコンビニエンスストアの交差点の信号から県道を南小学校、大塚町方面に進み、約300mの地点を左折、JA南支店方面に約300m行った右手のほ場です。譲受法人は周辺地区で約190haの農地を意欲的に農業経営管理、運営していま

す。その地区内の農地を田として利用するため、周囲の農地に悪影響を及ぼすことはないと思いますので、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議長：渡辺 和則君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：渡辺 和則君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。有償案件で両方とも公表しないということですが、どちらの方が言われているのでしょうか。県内でも有数の大規模な経営をされ、農地を取得して経営拡大をされておられます。今後の参考に、どのような対価で取得されるのかというのは公開してほしいと思います。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：渡辺 和則君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤です。同じ質問になるかと思いますが、3条申請には対価を書く文面があると記憶しています。市街化区域の中での移動については対価の公表ということは必ずしもというわけではないとは思いますが、どういう意味で公表していないのか説明願います。

事務局：堀江 雄二君

3条申請様式には対価、賃料を記載する欄はございますが、対価の公表は当事者間の合意によるものというように理解しております。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：渡辺 和則君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

対価を記載しなくても申請書が受け付けられるということであれば、3条、4条、5条についても価格を公表しないという当事者間の意見が合えば対価を記載しなくてもいいということですか。

事務局：竹内 章二君

申請書には対価を記載していただきます。ただし議事の中でこれを公表する、しないというのは当事者間の話になりますので、申請記事とは別になります。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：渡辺 和則君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

その当事者間で公表して欲しくないということは、事務局に口頭で申し上げればそれでよいということですか。

事務局：竹内 章二君

そうです。

17番 吉村 正君

何のために対価を記載するのですか。

事務局：竹内 章二君

安来市ではどういう価格で売買が行われたかという価格調査での報告に使います。

17番 吉村 正君

例えば近隣で売買を仲介する立場になった場合、個別にこの案件の価格を教えてくださいと、農業委員が言った時も教えてもらえないものですか。

事務局：竹内 章二君

議事の中で公表を双方の合意の中ですべてしてほしくないということですので、この場では公表いたしません。担当区域の農地の売買価格の参考にしたいということであれば、農業委員さんは、守秘義務持っておられますので、書類等の公開はいたします。

17番 吉村 正君

わかりました。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：渡辺 和則君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

その件ですが、結局公表しないということは、局長の職権でなるということですか。それとも委員会の規則とか条例で決まっているということですか。

事務局：竹内 章二君

私には権限はありません。当事者同士で話し合われてどうしてほしいということと言われるわけですから、それに従っております。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：渡辺 和則君
18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君
いろいろな申請事項があるわけですが、当事者間で公表しないでほしいとか言われることがあった場合には、事務局としては委員会として議事の中で報告しないということによろしいですか。

事務局：竹内 章二君
価格については、審議事項ではなく参考価格であり、必ず言わないといけないということではありません。

議長：渡辺 和則君
齋藤委員、よろしいですか。

18番 齋藤 哲君
今後はそのように解釈をしたいと思います。ありがとうございました。

議長：渡辺 和則君
他にはありませんか。そうしますと質疑がないようですので、採決いたします。

議長：渡辺 和則君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：渡辺 和則君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：渡辺 和則君
続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：渡辺 和則君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：渡辺 和則君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員、16番 岡田委員 の退席を解除します。ここで、議長を交代します。

議長：岡田 一夫君
日程第4 議第5号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
4ページをご覧ください。議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。
1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、植林です。申請者は、高齢で後継者もおらず当該申請地を耕作で

きないことから杉を植林するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について12番 塩見委員をお願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。6ページの位置図をご覧ください。今、伯太庁舎前を走っております伯太米子線を米子方面に向かって約3.5km行きますと、この位置図にあります関橋に差し掛かります。それを右に曲がっていただいて、道なりに約900m行った地点が今回の申請地であります。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に現地調査1班の調査報告を10番 板垣委員をお願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣でございます。今月の調査班は1班で、班員は齋藤委員、吉村委員、板金委員、武上委員、木戸委員、北中委員と私、板垣です。今回の4条案件ですが、現状は田でございます。田んぼが4枚で1筆です。転用目的は、植林で杉を2m間隔で660本植えられます。この申請地は平成4年に農振除外が許可になった土地です。申請者の方は高齢で、足を悪くされておられまして、農作業ができない状況だということです。それと後継者がおられないということ、それから一番の要因は水が来ないということです。この田んぼは草刈が年2回してあって我々から見るとすぐにでも田んぼができるような状況でございますが、水がないということだそうでございます。場所的には先ほどありましたように上の方が山、前の方が水路、川みたいな水路でございます。下の方は赤道があるということで、周辺農地への影響はございません。木が大きくなっても支障が出ることはございません。そういう状況の中で我々調査班としては、許可妥当ではないかと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 議第6号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第6号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるも

のです。計画要請につきましては、10ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が47件、67, 435㎡、使用貸借が22件、28, 964㎡、全体で69件、総面積が96, 399㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。農林振興課の種田です。詳細は11ページからになります。今月の利用集積計画には解除条件付貸借契約があります。議案13ページの番号16番から28番までと32番が案件です。借受人は伯太町小竹地区において農業の担い手として立ち上げられ平成28年8月に法人が設立、平成28年9月には認定農業者として認定をされました。借受人の事業は農産物の生産、加工及び販売、農作業受託、飲食店の経営等が位置づけられています。すでに中間管理事業を利用して小竹地区にて耕作をされており、経営改善計画にそって農業をされています。借受人は一般法人ですので農地を貸借する際の経営計画、面積、業務執行役員1人以上の農業従事、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する、解除条件付貸借契約の要件を確約書や添付書類により満たしていることを確認しております。また、議案11ページの番号1番から15番、15ページの29番から31番、33番から35番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を決定するものです。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。また、16番から28番と32番は、株式会社による解除条件付貸借契約での経営拡大ですので、農業振興対策委員会の意見を安松委員長よりお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松です。今月の農用地利用集積計画の16番～28番、32番の譲受人について、農業委員会としては初めて対処する法人であり、本来は担い手として妥当な法人であるかどうか農業振興対策委員会で審議すべき案件と考えられます。9月5日に開催しました第1回農業振興対策委員会において本農用地利用集積計画を策定されました農林振興課の担当者の方から情報を聞き取り調査いたしました。調査を行ったところ、先程説明がございましたように、この法人は平成28年8月に設立され、水稲耕作、作業受託、飲食店経営などが定款に定められており、平成28年9月に認定農業者として安来市長から認定されています。その後中間管理事業で下小竹や下十年畑で24, 000㎡の農地の水稲栽培を行っているということをお伺い致しました。以上の状況を考慮し、また昨年から中間管理事業を活用して営農を始めており、市による経営改善計画の審査を経て認定農業者として認められているということでございますので、農業振興対策委員会として再度本人に来ていただいて審議する必要のない案件と判断いたしましたので、ここに状況を報告させていただきます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第5号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。17ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、1件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第6号 農地法第18条の規程による通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。報第152号 農地法第18条の規定による通知について 上記のことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。19ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、全て、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第3回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時10分)